

相模原ケアハートガーデン グループホーム あじさい

重要事項説明書

(令和7年7月1日現在)

1 事業所

事業所の名称	相模原ケアハートガーデン グループホーム あじさい
事業所の所在地	〒252-0203 神奈川県相模原市中央区東淵野辺一丁目22番14号
施設長	千葉 優子
電話番号	042-750-5812
FAX番号	042-750-5814

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	・認知症やこれに関係する周辺症状を有しながらも、ユニットケアという家庭的な環境の中、的確なアセスメントと個別介護計画に基づき必要とされる生活支援を適切に提供することで、お客様の生活が自立かつ主体的に営まれる事をその主たる目的とする。
運営の方針	・生活環境の構築にあたっては、各お客様の生活歴やこれまでの生活過程・スタイル・価値観を尊重し、お客様個々の生活ペースに合わせたサービスを提供する。 ・地元に着した事業者として、地域の皆様に信頼される事業運営を行う。

3 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地	499.27㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	延べ床面積	559.86㎡
	利用定員	18名

(2) 主な設備 (1ユニット合計)

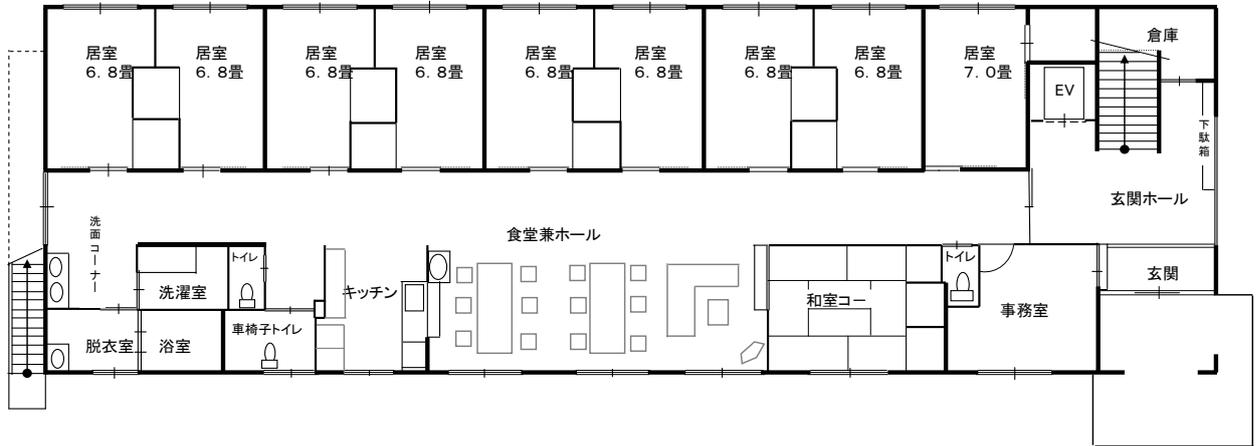
設備の種類	数	面積
食堂/居間	1室	1F 45.9㎡ 2F 45.9㎡
浴室	1室	1F 4.3㎡ 2F 4.3㎡
トイレ	3ヶ所	1F 1.2㎡ 2F 1.2㎡
居室 (7畳)	1室	1F 11.3㎡ 2F 11.3㎡
居室 (6.8畳)	8室	1F 10.8㎡ 2F 10.8㎡
相談室	1室	7.3㎡ (2階に設置)
エレベーター	1基	3人乗り

* 居間 (和室コーナー掘ごたつ) * 食堂は床暖房付

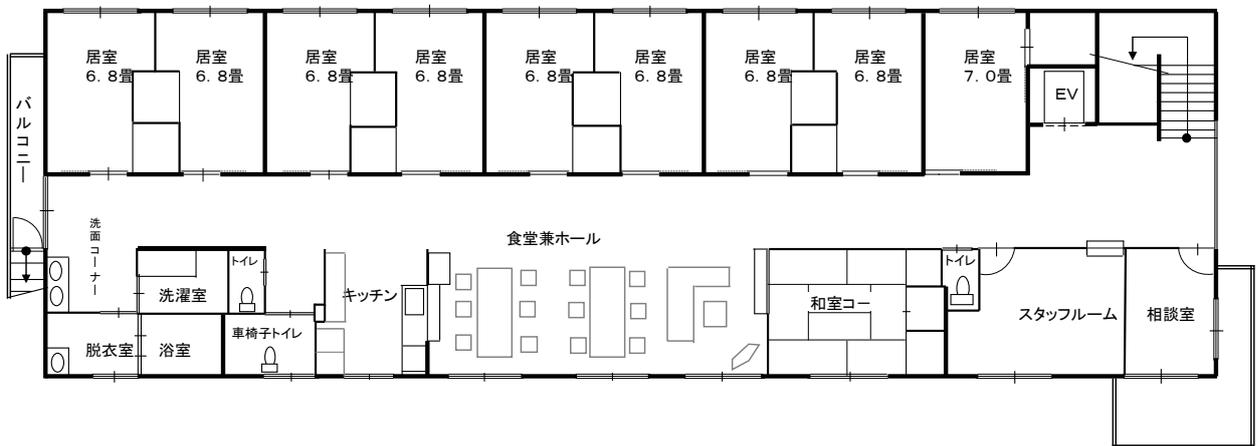
(注1) 居室の配置略図ならびに構造については、次頁を参照して下さい。

<居室の配置略図>

花びら通り一丁目（1階）



花びら通り二丁目（2階）



4 職員体制

—	資格等	常勤	非常勤	職務内容
管 理 者	介護福祉士	1	-	施設内の管理・監督 他
計画作成担当者	介護支援専門員 他	1	1	ご利用者様の介護計画作成
介 護 職 員	介護福祉士 ホームヘルパー 2 級 他	1 1	2	ご利用者様の介助に関する業務全般
事 務 員	—	-	1	ホーム内の事務全般

5 介護職員の勤務体制

区 分	勤務時間	休 暇	常勤換算員数
常 勤	早出 7 : 0 0 - 1 6 : 0 0 日勤 9 : 0 0 - 1 8 : 0 0 遅出 1 1 : 0 0 - 2 0 : 0 0 夜勤 1 7 : 0 0 - 翌 9 : 3 0	4 週 8 休	1 5 名

6 サービスの内容と利用料

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・ただし食材料費は給付対象外です（＊食材料費は（4）に記載しています） ・食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・食事時間 朝 食 / 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 を基本とします 昼 食 / 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 // おやつ / 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 // 夕 食 / 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 //
排 泄	・利用者の状況に応じ、適切な排泄介助と、排泄自立援助を行います。
入 浴	・利用者の生活習慣・身体状況に合わせた入浴または清拭を行います。
日常生活上の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・離床、着替え、身だしなみなどの介助 ・居室内清掃、寝具消毒、シーツ交換、洗濯 ・健康管理
機 能 訓 練	・離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能維持・改善に努めます。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の定期往診による適切な健康管理を行います。 ・必要な場合は、随時医師の往診等の手配も行います。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とそのご家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。 ・常勤の計画作成担当者に、生活に関する相談ができます。

(2) 要介護度別介護保険自己負担分（負担率：一割） * 地域区分単価（4級地）10.54

要介護度	単位数	介護保険一割負担分（30日の場合）				
		基本サービス費	医療連携体制加算 I（ハ）3	サービス提供体制強化加算Ⅲ	認知症専門ケア加算 I（認知症自立度Ⅲ a 以上の方）	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 17.8%
要支援 2	749	23,670 円	1,140 円	180 円	90円	4,464 円
要介護 1	753	23,790 円				4,486 円
要介護 2	788	24,900 円				4,683 円
要介護 3	812	25,650 円				4,817 円
要介護 4	828	26,160 円				4,907 円
要介護 5	845	26,700 円				5,004 円

* 上記とは別に、初期加算として入居時 1 回に限り 9 2 4 円割り増しになります。
2 割、3 割については、別になります。

(3) 介護保険給付外サービスの利用料

種 類	内 容	利 用 料
食材料費	利用者と職員による食材の購入を行います。 (注 1. 行事食は利用者の希望をその都度確認し、選択していただきます) ※非課税	39,000円 / 1ヶ月30日の場合 「内 訳」 朝食 1回につき 300円 昼食 1回につき 500円 おやつ 1回につき 100円 夕食 1回につき 400円 (月の中途入・退去及び外出、外泊、入院等の場合は注文数に応じる)
理美容代	出張による理美容サービスを実施します。 ※課税	実 費
おむつ代	ご希望に応じて提供します。 ※課税	実 費
日常生活品	ご希望により、日常生活に必要な身の回り品を提供することができます。 ※課税	実 費 (買物の必要なものは手数料別途1000円/月)
行政手続きの代行	年金等の市・区役所での書類の申請交付申請手続き等の代行を行います。※課税	手続きに要する費用の実費と 代行費：2,000円/1回
外出付き添い費	ご希望により、通院、買い物等の付き添いを行います。※課税	2,000円/回・1時間 (30分延長毎に1000円)

* 行事食は利用者の選択とします。

* 行事食に関してはその内容により食費の実費が別途必要です。

(4) 家賃・生活費等

①家賃（非課税 30日の場合）

家賃	65,000円 / 1ヶ月
----	---------------

（月中途での入・退去については日割り計算）

②生活費（非課税 30日の場合）

水道光熱費他	20,000円 / 1ヶ月
管理費 (管理費の内訳は、消耗品費、通信費、エレベーター・消防設備等の保守・法定点検費、研修費、修繕費、各種保険料、その他雑費とする)	16,000円 / 1ヶ月

（月中途での入・退去については日割り計算）

③敷金（非課税 入居時お預り金）

敷金	250,000円
----	----------

* 敷金は退居時の居室の原状回復、及び未払い金の精算に充当し、残金は返金致します。

(5) 利用料の支払方法

ご利用料は、翌月15日までにご請求書を送付致します。

お支払いは、ご利用月の翌月27日に「口座自動振替」にてお引落しさせていただきます。

7 入退居の手続き

(1) 入居手続き

・要支援2以上の認定を受けた方で、入居を希望する方は、電話等でご連絡ください。

* 受付 月～金 / 9:00～17:00

・入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。

ただし、入居要件が満たされていれば、自動的に更新します。

・詳細は、計画作成担当者にお尋ねください

(2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合	<ul style="list-style-type: none">・利用者は、事業者に対して、15日間の予告期間をおいて文書で連絡をすることにより、この契約をやめることができます。・利用者は、事業者に次の①から⑤の事情があった場合には、事業者にも文書で連絡をすることにより、直ちに契約をやめることができます。<ul style="list-style-type: none">① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合② 事業者が秘密保持義務に反した場合③ 事業者が利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合④ 事業者が破産などの事情により、事業を継続することが困難になった場合⑤ 事業者が介護保険法やこの契約に著しく違反した場合
---------------------	--

<p>事業者の都合でサービスを終了する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で連絡することにより、この契約をやめることができます。 ・事業者は、利用者に次の①から⑩の事情があった場合は、利用者に、文書で連絡することにより、直ちに、この契約をやめることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 入居申込書、契約書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により入居したとき ② 利用者が、利用料の支払を3か月以上遅れ、その後事業者が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、利用者が20日以内に支払をしない場合 ③ 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに1か月以内に退院できる見込みがない場合または1か月を経過しても退院できないことが明らかな場合 ④ 利用者が、事業者や介護従業員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたい重大な背信行為、または、ハラスメント行為等を行った場合 ⑤ 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要がある場合 ⑥ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合 ⑦ 利用契約書の第14条、第15条並びに第24条の規定に違反したとき ⑧ 利用者が、利用契約書の第7条の利用基準に違反する状況に至ったと事業者が判断したとき ⑨ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき ⑩ 地震等の天災事変、火災等の事故その他やむを得ない事情により、本施設の継続運営が困難に立ち至ったとき
<p>自動終了</p>	<p>利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもって、この契約は終了します。</p> <p>次の①から④の場合は、この契約は自動的に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が他の介護保険施設へ入所した場合 ② 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。 ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合 ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合

8 事業所のサービスの特徴等

(1) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	—
従業員への研修の実施	有	介護技術・知識に関する研修を実施します。 職員の能力・資質向上のためのOJTを随時行います。
マニュアル類の作成	有	事業運営、防災訓練、事故予防、健康・衛生管理、他
身体的拘束の有無	無	緊急やむを得ない場合の対応は、利用契約書の記載に従います。
個人情報の使用同意書	有	—
評価制度の受入の有無	有	外部評価、情報公表等、第三者機関による評価を受け、結果を公表します。
使用する契約書	有	利用契約書（重要事項説明書・個人情報使用同意書）

(2) 入居にあたっての留意事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・20時から翌7時の時間は防犯上施錠しますので、緊急の場合以外にご遠慮ください。緊急時は事前にご連絡の上お越しくください。 ・必ず面会簿に必要事項をご記入ください。 ・生物その他傷みやすい食品等をお持ちの場合は、職員にお声を掛けてください。 ・来訪者をご宿泊される場合は、3日前までに職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際は、行先と帰宅時間、及び食事の有無を事前に職員にお知らせください。欠食の場合の届は1週間前までにお問い合わせ致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようお願い致します。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
ペット飼育	ペット類の持ち込みによる飼育はできません。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村等へ連絡します。また、事業者の責任において事故が発生した場合はその損害を賠償します。

10 協力医療機関

そうわクリニック	(診療科目：内科・心療内科・外科)	042-785-2801
木曾団地歯科	(診療科目：歯科)	042-789-5565
あさがお歯科	(診療科目：歯科)	042-724-2227
荊野辺総合病院	(診療科目：内科／外科／脳神経外科／他)	042-754-2222

11 提携福祉施設

老人保健施設大地 <介護老人保健施設>	046-278-2500
---------------------	--------------

12 非常災害時の対策

非常時の対応	非常災害対応マニュアル及び別途定める「消防計画」に則り対応します。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」に則り、避難訓練、及び初期消火訓練を年2回実施します。そのうち1回は夜間想定で行います。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	避難階段	2箇所	防火扉	設置義務なし
	自動火災報知器	あり	消火器	あり
	誘導灯	あり	避難器具	設置義務なし
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。			

13 相談・苦情の窓口

(1) 当事業所

当事業所ご利用相談室	<p>窓口担当者：施設長 千葉 優子</p> <p>ご利用時間：毎日、午前9時～午後5時</p> <p>ご利用方法：面接 相談室にて個別に対応</p> <p>所在地：〒252-0203 神奈川県相模原市中央区東淵野辺一丁目22番14号</p> <p>電話：042-750-5812</p> <p>FAX：042-750-5814</p>
------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地：〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町27番地1号 電話：0570-022110 受付時間：午前9時00分～午後5時00分
相模原市役所 健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課	所在地：〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号 電話：042-707-7046 FAX：042-759-4816 受付時間：午前8時30分～午後5時00分

1.4 法人の概要

事業者番号	1492602550
名称・法人種別	ケアハートガーデン株式会社（営利法人）
代表者役職・氏名	代表取締役 伊東 鐘賛
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル11F (事業所 〒252-0203 神奈川県相模原市中央区東淵野辺一丁目22番14号)
電話番号	03-5549-2600（代表） (事業所 042-750-5812)
定款の目的に定める主な事業	1 居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、 地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業 2 その他これに付随する事業

* 附 則	平成18年4月1日制定	平成24年4月1日改定
	平成19年10月1日改定	平成25年1月22日改定
	平成19年12月1日改定	平成25年4月1日改定
	平成19年12月16日改定	平成26年9月1日改定
	平成20年6月1日改定	平成27年4月1日改定
	平成20年7月16日改定	平成29年4月1日改定
	平成21年4月1日改定	令和 1年5月1日改定
	平成21年12月1日改定	令和 1年10月1日改訂
	平成22年4月1日改定	令和 2年4月1日改定
	平成22年7月30日改定	令和 3年4月1日改定
	平成22年9月1日改定	令和 3年9月1日改定
	平成22年10月16日改定	令和 4年10月1日改定
	平成23年2月1日改定	令和 5年4月1日改定
	平成23年4月16日改定	令和 6年4月1日改定
	平成23年10月1日改定	令和 7年7月1日改定

尚、『重度化した場合の対応に係わる指針』は、別紙に定める。

認知症対応型共同生活介護のご利用を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 〒107-0052
東京都港区赤坂 1-7-1 赤坂榎坂ビル 11F
名 称 ケアハートガーデン株式会社
(介護保険事業所番号 1492602550)
代表者 代表取締役 伊 東 鐘 賛 印

説明者

所在地 〒252-0203
神奈川県相模原市中央区東淵野辺一丁目2番14号
名 称 相模原ケアハートガーデン グループホーム あじさい
氏 名 施設長 千 葉 優 子 印

私は、この重要事項説明書により、当事業所の認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所
氏 名 印

利用者代理人

住 所
氏 名 印